

平成 21 年度 一級建築士定期講習 二級建築士定期講習 受講要領 木造建築士定期講習

登録講習機関
財団法人 建築技術教育普及センター
登録年月日：平成 20 年 12 月 28 日 登録番号：第 1 号

平成 20 年 11 月 28 日に施行された新建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3 年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という）を受けることが義務付けられています。なお現在建築士事務所に所属していない建築士の方も建築士定期講習を受講することができ、講習修了後に建築士事務所に所属した場合は、法定講習の受講として扱われます。

§ 1. 講習案内

1-1. 受講申込関係書類の配布

- (1) 配布期間 平成 21 年 8 月 24 日(月)～9 月 11 日(金)(ただし、土曜日、日曜日は除く。期間延長の場合あり)
- (2) 配布時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分(ただし、最終日の 9 月 11 日は午後 3 時まで)
- (3) 配布場所 受講を希望する講習地の各都道府県建築士会 等 **（三重県では(社)三重県建築士会にて配布します）**
- (4) 配布価格 無料(受講申込者 1 人に 1 部)

※遠隔地にお住まいの方等、取りに来ていただく事が困難な方は郵送致します。また、申込書の配布部数が予定数に達した場合や受講申込者数が定員に達した場合は、配布や受付期間中であっても配布及び受付を終了します。

1-2. 受講申込書の受付

- (1) 受付期間 平成 21 年 8 月 31 日(月)～9 月 11 日(金)(ただし、土曜日、日曜日は除く。期間延長の場合あり)
 - (2) 受付時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
 - (3) 受付場所 受講を希望する講習地の各団体 **（三重県では(社)三重県建築士会事務局にて実施します）**
- ※ 申込書は原則として事務局へ持参していただきますが、遠隔地にお住まいの方等、持参していただく事が困難な方は事務局までご連絡下さい。
(社)三重県建築士会 TEL 059-226-0109

1-3. 受講手数料(テキスト代を含む)

15,750円 (消費税額 750円を含む)。

- (1) 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還されません。
- (2) 講習テキストは講習日当日に会場で配布します。

1-4. 講習日及び講習地

- (1) 三重県での開催
平成 21 年 12 月 5 日(土) 伊勢市かぐらばりリゾート千の杜(定員 200 名)
その他の都道府県の開催は別表を参照下さい。
- (2) 各講習の受付は申込受付順とし、各講習で受講希望者が集中した場合は、希望する講習地の講習日で受講ができない場合があります。

1-5. 講習地及び講習日の変更

転勤などやむを得ない事情がある場合で、且つ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、講習地及び講習日の変更が可能です。講習地及び講習日の変更は、変更希望先の講習地の各団体へ、受講予定日の 1 週間前までに申し出て下さい。

1-6. 講習の構成

- (1) 講習は 1 日で実施し、テキストを使用した講義(5 時間)と修了考査(1 時間)の構成になります。なお、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 講習は下記の内容で行います。一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。
- (4) 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、受講を希望する講習地の各団体の受講案内により必ず確認して下さい。(講義及び修了考査の時間の変更はありません。)

■講習の時間割

項目	内容		時間
受講説明	・講習概要の説明、注意事項の説明		20 分
講義	・建築物の建築に関する法令に関する科目		210 分
	・設計及び工事監理に関する科目		90 分
修了考査 (テキスト参照可)	一級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	40 問、正誤方式
	二級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物(法 3 条に規定する建築物を除く。)の設計及び工事監理に関する科目	35 問、正誤方式
	木造建築士	・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物(法 3 条及び 3 条の 2 に規定する建築物を除く。)の設計及び工事監理に関する科目	30 問、正誤方式

1-7. 修了者の発表

- (1) 講習修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
- (2) 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。
- (3) 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページ(<http://www.jaeic.jp>)に掲載します。
- (4) 修了審査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。

§ 2. 受講申込み

2-1. 受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士として登録している方

2-2. 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書(所定の用紙)
- (2) 写真3枚
無帽・無背景・正面上3分身を写した証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)で、受講申込み締切日を起算日として6ヶ月以内に撮影したもの。写真の裏面に講習地の都道府県名、氏名を記入し、受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。
- (3) 振替払込受付証明書(お客さま用)
所定の払込用紙を使用し、必ず窓口で個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される「振替払込受付証明書(お客さま用)」を受講申込書の所定の欄に貼付して下さい。
- (4) 建築士免許証の写し(B5サイズに縮小し貼付して下さい。)
 - ①一級建築士、二級建築士又は木造建築士の方は、それぞれ一級建築士、二級建築士又は木造建築士免許証の写しが必要となります。
 - ②建築士免許証を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、登録証明書等でも可とします。

■複数の建築士免許を有する方への案内

複数(一級、二級又は木造)の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定されたそれぞれの建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付されます。(※建築士免許証の提出がない建築士資格については、当該建築士定期講習の受講とは扱われず、当該資格の建築士名簿に受講履歴の登録がされませんのでご注意ください。)

※複数の建築士免許証を提出された場合であっても、受講手数料は15,750円(消費税額750円を含む)となります。

(例) 一級、二級建築士免許を有している方は、一級建築士免許証と二級建築士免許証の写しを申込み時に提出されると、一級、二級両方の建築士定期講習を申込みしたことになります。受講された結果、一級建築士定期講習が修了と判定された方には、一級建築士定期講習と二級建築士定期講習の修了証を交付します。また、一級建築士定期講習を未修了と判定され、二級建築士定期講習は修了と判定された方には、二級建築士定期講習修了証を交付します。

2-3. 受講申込方法

(1) 受付会場での受講申込み

受講申込書関係書類と同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、受講を希望する講習地の各団体に持参して下さい。

(受講申込書関係書類の記入内容の確認を行いますので、本人がご持参下さい。)

(2) 郵送による受講申込み

(郵送受付実施の有無は、受講を希望する講習地の各団体の受講案内により確認して下さい。)

- ①受講申込書関係書類と同封のセンター指定の払込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、受講を希望する講習地の各団体へ簡易書留郵便により送付して下さい。
 - ②受講申込みは受講申込み締切日の消印のあるものまで有効です。料金別納・後納郵便については受講申込み締切日までに着いたものに限り受付をします。
 - ③受講票送付のため、あて先明記の受講票返送用封筒(長3:縦12cm×23.5cm)に80円切手を貼って同封して下さい。
- #### (3) 受講申込みに関する注意事項
- ①受講手数料の振込みをしたにもかかわらず、受講申込者数が定員に達したために受講申込ができなかった場合には、次回の講習(同一団体が受付を行う講習に限ります。)を優先的に受講申込できます。又、受講申込ができなかった「振替払込受付証明書(お客さま用)」は、次回の申込み(同年度中に実施する講習に限ります。)に、そのまま使用できます。
 - ②受講申込書等における記載内容の不備なもの(申込者氏名が自署でないもの等)及び必要書類のそろっていないものは受付できません。
 - ③婚姻等の理由で、証明書等の氏名が変更になっている場合には、戸籍抄本等(謄本、個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。)氏名の変更が確認できる書類を受講申込書に貼付して下さい。
 - ④受講申込みにより提出した書類については、受講資格なしと判定された場合を除き返還いたしません。
 - ⑤受講に際し、車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、申込時に各団体へお申し出下さい。ただし、障害の程度、会場の都合により希望する措置を受けられない場合があります。

2-4. 受講票の発行

受講票は受講申込時に、各団体でお渡しします。なお、郵送で受講申込みされた方には後日受講票を送付いたします。

§ 3. 受講申込書の記入について

(1) 受講申込書本票

・年月日	受講申込書の申込年月日を記入して下さい。
・氏名(自署)	申込者本人が必ず署名して下さい。戸籍上の氏名を記入し、フリガナをカタカナで記入して下さい。
・旧姓	婚姻等で証明書等の姓と現在の姓が異なる場合のみ記入して下さい。
・生年月日	年号に○を付け、生年月日を記入して下さい。
・年齢	受講申込み締切日における満年齢を記入して下さい。
・現住所	通知書等の宛名となりますので、アパート等の場合は、名称、棟番号、室番号も記入して下さい。
・緊急連絡先	書類不備等の連絡がとれる自宅及び携帯等の電話番号を記入して下さい。
・勤務先	××建設㈱○○支店△△課のように、ご本人が所属されているところを記入して下さい。
・勤務先所在地	番地まで正確に記入して下さい。
・勤務先電話番号	平日の昼間に連絡のとれる電話番号を記入して下さい。
・建築士資格	該当する全ての建築士の番号に○をつけ、建築士免許証の登録番号、登録年月日を記入して下さい。二級及び木造建築士の方は登録都道府県名を記入して下さい。なお、北海道の方は登録支庁名を、兵庫県の方は登録機関名を登録番号の他に忘れずに記入して下さい。
・団体名	受講を希望する講習地の団体に○をつけてください。
・希望会場コード	受講を希望する講習地の講習会場の会場コード(別紙受講案内参照)を一つだけ選び記入して下さい。
・写真欄	受講申込み締切日を起算日として6ヶ月以内に撮影した所定の写真を貼付し、撮影年月を記入して下さい。また、写真の裏面には、講習地の都道府県名、氏名を記入して下さい。
・管理建築士氏名	所属している建築士事務所の管理建築士氏名を記入して下さい。所属されていない方は記入不要。
・事務所登録番号	所属している建築士事務所の登録番号を記入して下さい。所属されていない方は記入不要。

(2) 整理票

講習会場で本人確認を行う際に使用します。氏名、性別、生年月日、現住所、勤務先について、受講申込書本票と同様、正確に記入して下さい。また、整理票の裏面の写真欄には忘れずに顔写真を貼付して下さい。

(3) 受講票

受講時に必要になります。氏名、性別、生年月日について、受講申込書本票と同様、正確に記入して下さい。また、写真欄には忘れずに顔写真を貼付して下さい。

(4) 受講手数料払込用紙

- ・所定の払込用紙を使用して下さい。
- ・払込人の郵便番号、住所、氏名を必ず記入して下さい。「払込取扱票」には、電話番号も記入して下さい。
- ・受講申込書本票の振替払込受付証明書(お客さま用)貼付欄には、ゆうちょ銀行又は郵便局の受付日附印のある「振替払込受付証明書(お客さま用)」を必ず貼付して下さい。

(5) 電算票

受講申込書本票と同じ内容を記入して下さい。

§ 4. 受講申込後の届出等

4-1. 受講申込書記載事項変更届

受講申込み後、住所、氏名、連絡先電話番号等、受講申込書本票に記載した内容に変更がありましたら、直ちに葉書で当センター業務部業務第三課に連絡して下さい。その際、葉書の表には「建築士定期講習 受講申込書記載事項変更届」と朱書きし、裏面には変更の内容、受講番号、氏名、生年月日を記載のうえ送付して下さい。なお、氏名に変更があった場合は戸籍抄本(謄本、個人事項証明書又は全部事項証明書でも可。)等氏名の変更が確認できる書類を添付し、封書にて送付して下さい。

4-2. 講習地・講習日の変更願い

講習地・講習日の変更は、転勤等やむを得ない事情がある場合で、且つ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、変更が可能ですので、下記の要領で申し出て下さい。

(1) 必要書類等

「講習日等の変更申請書」(指定書式がありますので、各団体に確認して下さい。)

(2) 申請の期限・申請先

変更希望先の講習を実施する各団体へ、受講予定日の1週間前までに、FAXで「講習日等の変更申請書」を送付し申し出て下さい。

4-3. 受講票の再発行

受講票を紛失した場合には、講習当日、会場で直接係員に写真が貼付されている身分証明書(運転免許証・パスポートなど)を呈示し、申し出て下さい。受講票を再発行します。

§ 5. 講習受講時における注意事項

5-1. 必ず携行するもの

① 受講票

受講票は受講中、常に必要となりますので必ず持参して下さい。受講票の無い方は講習を受けることができません。

② 筆記用具

修了考査においては、HBの黒鉛筆（シャープペンを含む。）、消しゴムが必要になります。それ以外の筆記用具を使用すると採点されません。

5-2. テキスト

講習テキストは講習日当日に会場でお渡しいたします。なお、講義で使用したテキストに限って、修了考査において参照が可能です。

5-3. 在席の確認

講義及び修了考査の時間中に在席を確認します。また、講義時間中には離席等についても確認します。離席等の時間が一定時間を超えた場合には欠席扱いとなります。

5-4. 無線通信機器について

講習会場での携帯電話等の無線通信機器の使用は禁止されています。携行している場合には電源を切ってカバン等にしまって自己管理して下さい。なお、修了考査時に、携帯電話を使用した場合には不正行為とみなされますので注意して下さい。

5-5. 講習会場における飲食及び喫煙について

講習会場における飲食及び喫煙については会場の決まりに従ってください。

5-6. 講習会場へのアクセスについて

講習会場及びその周辺での自家用車等の駐車については、駐車場を確保しておりませんので、公共交通機関を利用して下さい。もし、違法駐車で警察又は会場当局等から撤去要請があった場合は、講義時間中又は修了考査時間中であっても退室し、撤去していただきます。その結果、講習を修了することができない場合もありますのでご注意下さい。

§ 6. 個人情報の取扱いについて

- ・ 建築士定期講習受講者の受講情報は、財団法人建築行政情報センターの建築士名簿に登録されます。
 - ・ 収集した個人情報は、当財団の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。
- なお、詳細については、当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) をご覧下さい。

問い合わせ先（平日 9：30～17：00）

問合せ先	〒	所在地	電話
(財) 建築技術教育普及センター本部	104-0031	東京都中央区京橋 2-14-1	03(5524)3105
(社) 日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝 5-26-20	03(3456)2061
(社) 三重県建築士会	514-0003	三重県津市桜橋 177-2 三重県建設産業 会館 3階	059(226)0109

当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) で、制度案内、受講に関する情報を提供しています。